

静岡県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和3年1月18日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,287
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 483,039
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区 | 選挙区 | 選挙区 |
|-----------------|-----------------|---------------|
| 下田市・賀茂郡 18,340 | 富士市 69,721 | 掛川市 31,411 |
| 伊東市 20,015 | 富士宮市 36,556 | 袋井市・森町 28,087 |
| 熱海市 10,922 | 静岡市葵区 71,063 | 磐田市 45,348 |
| 伊豆市 8,831 | 静岡市駿河区 58,412 | 浜松市中区 64,686 |
| 伊豆の国市 13,620 | 静岡市清水区 66,639 | 浜松市東区 35,350 |
| 函南町 10,626 | 焼津市 38,147 | 浜松市西区 29,852 |
| 三島市 30,535 | 藤枝市 40,153 | 浜松市南区 27,664 |
| 清水町・長泉町 20,395 | 牧之原市・吉田町 20,073 | 浜松市北区 25,712 |
| 裾野市 14,172 | 島田市・川根本町 29,203 | 浜松市浜北区 26,634 |
| 御殿場市・小山町 29,000 | 御前崎市 8,786 | 浜松市天竜区 8,186 |
| 沼津市 54,969 | 菊川市 12,460 | 湖西市 15,879 |